

上 尾 市
上尾市消防本部
上尾市水道事業 訓令第2号
上 尾 市 議 会
上尾市教育委員会

本 庁
出 先 機 関
上 尾 市 消 防 本 部
上 尾 市 上 下 水 道 部
上 尾 市 議 会 事 務 局
上尾市教育委員会事務局
市 立 教 育 機 関
上尾市総合計画策定委員会

上尾市総合計画策定委員会設置規程を次のように定める。

令和6年4月22日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市消防長 中 山 一 之

上尾市長 畠 山 稔

上尾市議会議長 田 中 一 崇

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画（次条において「総合計画」という。）の策定を計画的かつ円滑に行うため、上尾市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定及び総合調整に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に関し必要と認められること。

(構成)

第3条 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、行政経営部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(報告)

第7条 委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(幹事会)

第8条 委員会に、委員会の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議するため、上尾市総合計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、行政経営部次長（行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部行政経営課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長）の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者（前項の規定により幹事長に充てられている者を除く。）をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。

（庶務）

第9条 委員会及び幹事会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、それぞれ定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

教育長	市長政策室長	総務部長	子ども未来部長	健康福祉部長
市民生活部長	環境経済部長	都市整備部長	上下水道部長	消防長
議会事務局長	教育委員会事務局	教育総務部長	教育委員会事務局	
学校教育部長				

別表第2（第8条関係）

市長政策室次長	行政経営部次長	総務部次長	子ども未来部次長
健康福祉部次長	市民生活部次長	環境経済部次長	都市整備部次長
上下水道部次長	消防本部次長	議会事務局次長	教育委員会事務局
教育総務部次長	教育委員会事務局	学校教育部次長	